

サポート内容と費用

遺言書の検認 30,000円

当事務所の報酬

※ 報酬には、以下の金額に消費税相当分を付加する。

(1) 遺言書の検認の申立 30,000円

(2) 事務手数料

当事務所が下記の公的証明書を取得する場合は、
1通あたり金1000円とする。

- 遺言書検認済証明書
- 戸籍の謄抄本（現在戸籍・原戸籍・除籍）
- 住民票の写し・戸籍の附票
- 不在籍・不在住証明書・告知書
（廃棄済証明・焼失証明）
- 住所変更証明書
（住居表示の実施や町名町界変更などに伴うもの）
- 固定資産の評価証明書（評価通知書）・名寄帳

実費

(1) 申立費用として、収入印紙800円

(2) 検認済証書費用として、収入印紙150円

(3) 郵送料として、郵便切手84円×相続人の数×2+a
(1000円程度)

(4) 戸籍謄本・住民票の取得費用
(1通あたり400円～850円)